

コロナ対応医療従事者等慰労金法案（通称）について

医療・介護・障害福祉・子ども子育て支援施設の現場で働く方々は、日々、新型コロナウイルスに感染するリスクに晒されながら、多くの人々の生活を支え、命と健康を守るために努力されている。

「第1波」に係る対応では、第2次補正予算により、医療機関、介護・障害福祉サービス事業所等に勤務して、患者・利用者と接する者を対象に慰労金が支給されることになった。しかし、保育所や学童保育などの現場で使命感を持ち懸命に働く方々は慰労金の対象とされなかった。また、医療機関で働く薬剤師は慰労金の対象とされたものの、薬局で働く薬剤師は対象外とされた。

この慰労金は、新型コロナウイルスの発生又は濃厚接触者に対応した医療機関・事業所等の職員には20万円、それ以外の医療機関・事業所等の職員には5万円（都道府県から役割を設定された医療機関等の場合は10万円。以下同じ。）を支給するものであるが、その対象期間の終期は6月末となっている。

現在、「第2波」、「第3波」と感染者も増加し、闘いが長期化する中で、再び緊急事態宣言が発出される事態となり、現場で働く環境は過酷さを増している。昨春以降、旅行や外食はずっと自粛で、Go To TravelやGo To Eatはほとんど利用できない中、強い緊張状態が1年近く続き、ストレスは長期化し、心身の疲労は限界に達している。離職者も増えており、このままでは、医療崩壊、介護崩壊が急増しかねない瀬戸際にある。しかも、7月以降に新たに新型コロナに対応した場合には20万円支給の対象とはならず、7月以降に働き始めた者は5万円の支給すらないといった不公平感も存在する。

多くの医療機関、介護・障害福祉サービス事業所等の経営は悪化しており、その結果、病院や介護施設の4割で冬のボーナスが減額されるという調査結果もあるように、負担が増えているにもかかわらず、賃金は目減りしている状況である。

12月になり、政府は予備費2,693億円を活用して、「新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業」を実施し、医療機関に対し医療従事者の人件費を補助するとしているが、処遇改善に結びつくかは担保されておらず、対象地域も限られている。

については、医療機関、介護・障害福祉サービス事業所、子ども子育て支援施設等の職員に対し、慰労金を支給する法律案を提出すべきである。

■コロナ対応医療従事者等慰労金法案の概要■

【慰労金の支給対象】

- 医療機関、介護・障害福祉サービス事業所等に勤務して、患者・利用者と接する業務に10日以上従事した次の職員に対して、慰労金を支給する。

- ・ 7月以後に新型コロナウイルスの発生又は濃厚接触者に対応した医療機関・事業所等の職員

→ **20万円の慰労金**

- ・ 7月以後に新たに働き始めた上記以外の医療機関・事業所等の職員

→ **5万円の慰労金**

※医療機関等に入入りする給食、院内清掃、寝具類洗濯等の委託業者、医薬品卸売販売業者、歯科技工士等も対象（第2次補正予算による慰労金の支給対象でなかった者は7月より前の期間も対象）

※薬局の薬剤師も5万円の慰労金の対象（7月より前の期間も対象）

※新たに働き始めた職員以外に、再度5万円の慰労金を支給することについては今後検討すること。

- 子ども子育て支援施設（※）に勤務して利用者と接する職員に対しても、上記と同様のスキームで慰労金を支給する。（7月より前の期間も対象とする。）

※保育所（認定こども園、小規模保育等を含む）、認可外保育施設、学童保育、児童養護施設（乳児院等を含む）、幼稚園、幼児教育類似施設（外国人向けのものを含む）

【所要額】（一定の仮定を置いた粗い試算）

2,700億円程度（約245万人が対象）

内訳：医療1,620億円（84万人）、薬局薬剤師90億円（18万人）、介護227億円（14万人）、障害福祉112億円（7万人）、子ども子育て658億円（122万人）